

86 東京大学法学部卒業生の代言人無試験認可に付上申

〔明治十一年六月十九日〕

(欄外注記1)

(朱書)
〔丁第百八号〕

法学生徒之義ハ卒業後ハ代言人之職ニ就キ候者多ク可有之候處
右ハ啻ニ英國法律ノミナラス本邦法律之義モ同様卒業候事ニ付

(下札)

右之輩代理人職業致度段地方庁エ願出候節ハ該庁ニ而尋常之試
験ヲ要スル事ナク唯本人所持之本部卒業証書ヲ証トシテ右職業
許可相成候様致度存候条此旨趣至当ト御認可相成候ハ、早急可
然御処分相成度此段上申候也

明治十一年六月十九日 東京大学三学部綜理 加藤弘之
文部卿 西郷従道殿

再伸本年卒業之法律生徒多人數有之候間可成速ニ御処分有之度
此段為念申添候也

(欄外注記1)

「綜理 (加藤弘之) (マム) 同輔 (花押)」
「花押 (五十嵐恭次)」

記録掛 (花押)

(下札)

「法律卒業生徒代言人有之上申」

〔文部省在復明治十一年甲、(A) A23〕